

# 令和6年第5回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和6年5月24日(金)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和6年5月24日 午後3時43分							
閉 会	令和6年5月24日 午後4時33分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	欠席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	欠席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			尾澤 利彦 ・ 武井 正夫					
議事参与			板倉 秀行 ・ 榎 友美 ・ 下山 優美					
書 記								

会議事件名

- 議案第18号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第19号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第20号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第21号 令和6年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について

顛末

令和6年5月24日  
開会 午後3時43分

【議長】 これより、令和6年第5回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。  
本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。  
議案書の訂正はありませんか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。1ページの議案第18号 農地法第3条の規定に関する件 番号21についてですが、申請地が受人の耕作できる状態になっておらず、調整中のため保留とし、来月以降に審議をお願いする予定です。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号6番 尾澤 利彦 委員・番号7番 武井 正夫 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第18号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。  
議案第18号 農地法第3条の規定に関する件  
所有権の移転 2件 4筆

番号20

受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は590日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は168.34アールで、自宅から申請地までは約10メートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【武井 正夫 農業委員】	番号20について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【福島 政則 推進委員】	番号20について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号22について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	<p>番号22</p> <p>農地中間管理機構の特例事業として、農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が離農農家や規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡しを行うという農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく事業です。受人は稲作を中心とした農業経営を行っており、農地法第2条第3項の要件を満たす農地を所有することのできる桶川市の農地所有適格法人です。</p> <p>農地法第2条第3項の要件とは、具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人形態要件として、農事組合法人・株式会社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかであること。</li> <li>2 事業要件として、法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業であ</li> </ol>

	<p>ること。</p> <p>3 議決権要件として、誰でも農地所有適格法人の候補者になれるが、その法人の総議決権又は総社員の過半は、(1) 農地の権利提供者 (2) その法人の農業の常時従事者 (原則として年間150日以上従事) (3) 基幹的な農作業を委託した個人 (4) 地方公共団体、農協、農地中間管理機構等であること。</p> <p>4 役員要件として、農地所有適格法人の理事等の過半は法人の農業に常時従事 (原則年間150日以上) する構成員であること。その法人の理事等又は法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が法人の農作業に従事 (原則年間60日以上) すること。</p> <p>となっております。</p> <p>申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人の構成員すべての農作業従事日数は1550日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は542.02アールで、会社の事業所から申請地までは約10キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【林 信夫 農業委員】	番号22について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【桐敷 光朗 推進委員】	番号22について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の

	ある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第18号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第18号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第19号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第19号 農地法第4条の規定による転用許可申請 農家住宅(追認) 3件 4筆 農家住宅 1件 1筆  番号2 申請人は稲作を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅(追認)として申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号2について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供するこ

	とにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅（追認）ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【鯨井 文雄 推進委員】	番号2について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号3について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号3 申請人は稲作を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（追認）として申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号3について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は

	第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅（追認）ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【上谷 一海 推進委員】	番号3について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号4 申請人は畑作を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（追認）として申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号4について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原

	<p>則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができるかと判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅(追認)ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【鯨井 文雄 推進委員】	<p>番号4について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号5について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号5 受人は、現在市内に家族2人で暮らしております。国土交通省が施行する一般国道17号(上尾道路Ⅱ期)改築工事に伴い、現在の自宅が収用されることになり、代替地として申請するものです。 なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作することです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>



<p>【林 繁雄 農業委員】</p>	<p>番号5について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。ただし、上尾道路に収用されない残地農地に農地転用許可を受けていない建築物があるため、一般基準にありますとおりの信用性があるとは認められません。従いまして、この建築物が撤去されたことを確認してからの許可が相当であると判断いたします。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【西崎 照男 推進委員】</p>	<p>番号5について調査してまいりました。申請地には農家住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。先程、番号5の所で農業委員から転用行為を行うのに必要な信用があるとは認められないという意見をいただきました。そこで、採決を2つに分けて行いたいと思います。まず初めに、番号2から番号4の議案第19号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>

<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号2から番号4の議案第19号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続いて番号5の議案第19号について、転用行為を行うのに必要な信用があるとは認められないという意見を踏まえて、農業委員会としては本人所有の転用許可を得ていない農地を是正したことを条件として許可相当とすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号5の議案第19号について条件付許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、議案第20号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。本議案には、〇〇〇〇農業委員が受人となっている申請が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっておりますことから、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員の退出)</p> <p>それでは事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第20号 農地法第5条の規定による転用許可申請      所有権の移転 4件 7筆      使用貸借権の設定 3件 8筆</p> <p>番号12      受人は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に特定建築条件付売買予定地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、特定建築条件付売買予定地1区画を申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>

【林 信夫 農業委員】	番号12について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。特定建築条件付売買予定地及び道路後退用地ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【桐敷 光朗 推進委員】	番号12について調査してまいりました。申請地には、特定建築条件付売買予定地及び道路後退用地ということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号18について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号18 受人は、CO <sub>2</sub> 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル148枚を設置し、発電の規模は81.40kwの設備を計画しております。なお、東京電力への接続申込及び「鴻巣市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」に伴う市環境課との協議につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【秋池 功 農業委員】	番号18について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【石川 保男 推進委員】	番号18について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するという事ですが、隣接農地との境界には溝及びフェンスを設置します。また、申請地には除草対策として、敷地内に防草シートを敷設し、必要に応じて年3回草刈を行う計画です。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号19について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号19 受人は、現在市外の借家に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和6年3月28日付けで農用地区域から除外されています。また、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人及び受人が耕作するとのことです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【秋池 功 農業委員】	番号19について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【江原 浩昭 推進委員】	番号19について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するというのですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号20について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号20 受人は、現在市内の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号20について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 秀樹 推進委員】	番号20について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するというのですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号21について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号21 受人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を義母から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和5年12月28日付けで農用地区域から除外されています。また、許可申請にとともに、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【秋池 功 農業委員】	番号21について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【吉田 和好 推進委員】	番号21について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するというのですが、隣接農地との境界にはマウントアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号22について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号22 申請人は畑作を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住

	宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（追認）として申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号22について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅（追認）ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【上谷 一海 推進委員】	番号22について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号23について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号23 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにく



	い状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は6ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号23について調査してまいりました。申請地は、農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は6ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【清水 実 推進委員】	番号23について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇氏が農地を借り受け、麦を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第20号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】	(全員挙手)
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第20号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。</p> <p>(退出した委員の入室)</p> <p>続きまして、議案第21号 令和6年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。本議案には〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員が借受人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、3名の委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員の退出)</p> <p>それでは、議案第21号 令和6年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案第21号 令和6年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について議案書5ページに新設定、再設定ごとに合計を記載させていただきました。</p> <p>利用権の新設定は、田 46,719 m<sup>2</sup> 畑 135,841.19 m<sup>2</sup> 297 筆 再設定は、田 79,700 m<sup>2</sup> 畑 87,360.00 m<sup>2</sup> 221 筆</p> <p>合計しまして、349,620.19 m<sup>2</sup> 518 筆です。</p> <p>以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。具体的には次の3つの要件です。</p> <p>① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること</p> <p>② 利用権の設定等を受けた後において</p> <p>イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること</p> <p>ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること</p> <p>③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること</p> <p>各筆明細並びに個別の申出書の内容につきましては、地区審査会時にご確認い</p>

	<p>ただいたとおりになります。以上、議案説明を終了します。</p>																
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。</p>																
【一同】	<p>(質問なし)</p>																
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第21号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>																
【一同】	<p>(全員挙手)</p>																
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり承認いたします。</p> <p>(退出した委員の入室)</p> <p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和6年4月11日～令和6年5月10日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4件</td> <td style="text-align: center;">4筆</td> <td style="text-align: right;">1,066㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td style="text-align: center;">14件</td> <td style="text-align: center;">17筆</td> <td style="text-align: right;">5,443.60㎡</td> </tr> <tr> <td>農地改良等に係る届出</td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">2筆</td> <td style="text-align: right;">1,893㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td style="text-align: center;">20件</td> <td style="text-align: center;">23筆</td> <td style="text-align: right;">8,402.60㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p>		4件	4筆	1,066㎡	所有権の移転	14件	17筆	5,443.60㎡	農地改良等に係る届出	2件	2筆	1,893㎡	合計届出件数	20件	23筆	8,402.60㎡
	4件	4筆	1,066㎡														
所有権の移転	14件	17筆	5,443.60㎡														
農地改良等に係る届出	2件	2筆	1,893㎡														
合計届出件数	20件	23筆	8,402.60㎡														
【一同】	<p>(特になし)</p>																
【議長】	<p>続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p>																

<b>【会長代理】</b>	・親睦会より令和6年度「緑の募金」について
<b>【議長】</b>	最後に事務局から何かありますか。
<b>【事務局】</b>	・農地の貸し借りについて
<b>【議長】</b>	<p>これをもちまして、令和6年第5回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和6年6月26日（水）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時33分</p>